

令和2年第3回五霞町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和2年9月15日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	小野寺 宗一郎 君	2 番	黛 丈 夫 君
3 番	江 森 美佐雄 君	4 番	山 本 芳 秀 君
5 番	植 竹 美智雄 君	6 番	新 井 庫 君
7 番	伊 藤 正 子 君	8 番	宇 野 進 一 君
9 番	鈴 木 喜一郎 君	10 番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	染 谷 森 雄 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	千 葉 道 子 君	総 務 課 長	山 中 一 郎 君
まちづくり 戦 略 課 長	田 口 啓 一 君	会計管理者兼 町民税務課長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生活安全課長	松 村 聖 市 君
都市建設課長	古 郡 健 司 君	産業課長兼 農業委員会 事務局 長	笈 沼 光 行 君
上下水道課長	大 関 千 章 君	教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君

連絡員として出席した者の職氏名

総務課参事	鳩 貝 浩 之 君	まちづくり戦略課 主 幹	山 田 浩 君
生活安全課 主 幹	香 取 憲 治 君	産業課主幹	金 子 弘 光 君
上下水道課 主 席 主 幹	曾 根 正 明 君	教育委員会 主 幹	内 田 将 裕 君

事務局職員出席者

事務局 長	江 森 薫	書 記	落 合 宏 紀
書 記	伊 藤 弘 美		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（鈴木喜一郎君）おはようございます。
定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

◎会議成立の宣言

○議長（鈴木喜一郎君）ただいまの出席議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎議事日程の報告

○議長（鈴木喜一郎君）本日は日程第4、一般質問を行います。

◎諸般の報告

○議長（鈴木喜一郎君）本日の傍聴人は4名でございますので御報告いたします。
なお、議事の円滑なる進行を図るため、連絡員として関係職員及び写真撮影のため、まちづくり戦略課 鈴木副主幹の入場を許可しております。

◎一般質問

○議長（鈴木喜一郎君）それでは、ただいまから町政に対する一般質問を行います。
発言の通告を受けた者は、お手元へ配付した通告書一覧表のとおりです。
順序に従い発言を許します。
なお、質問時間については、申し合わせにより30分以内となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

◇ 黛 丈 夫 君

○議長（鈴木喜一郎君）最初に、2 番議員 黛 丈夫君の発言を許します。

黛議員。

〔2 番 黛 丈夫君 発言席〕

○2 番（黛 丈夫君）おはようございます。

2 番議員の黛でございます。

令和 2 年第 3 回定例会の一般質問のトップバッターとして登壇させていただきます。

本日は、朝早くから傍聴に御出席を賜りまして、皆様、まことにありがとうございます。

コロナ禍の第 2 次感染期がなかなか収束しない現在、with コロナで日本経済の建て直しの動きの中、従来の考え方、やり方、新しい価値観のやり方がせめぎ合って沈滞しているようにも感じられるのは私だけでしょうか。

くしくも、きのうは、安倍首相退陣により、自民党新総裁に菅 義偉氏が選出され、昨晩から組閣に向けた情報が流れておりますが、この先の 1 年間の新たな方向性を示してくれると、新内閣のリーダーシップに期待したいところです。

ところで、ことしは、長期にわたり梅雨前線が本州付近に停滞し、西方と南方から流入する大量の水蒸気が、九州を中心に西日本から東日本にかけて集まりやすい状態が続いたことなどが原因で、東北地方から西日本にかけ、広い範囲で記録的な大雨や日照不足となりました。

特に、7 月 3 日から 8 日にかけて、九州では多数の線状降水帯が発生しました。鹿児島県、熊本県南部には、局地的に猛烈な雨が降り、気象庁は大雨特別警報を発表しました。この時、熊本県天草芦屋地方や球磨地方付近には幅 70 キロメートル、長さ 270 キロメートルに及ぶ大規模な線状降水帯が発生したとのことです。この時の洪水災害では、球磨川流域と九州熊本県を中心に死者・行方不明者、重傷者を合わせ 100 名近い犠牲者に及びました。この災害ニュースに、私は気が休まらない思いでございました。

そして、先々週のかつてない超大型スーパー台風 10 号の襲来。

次から次へと、これでもかというほど、新型コロナとは別に、日本列島は自然災害の猛烈な影響を常に受けています。そんなリスクを背負いながら、自分たちはそこに住んで生活していることを改めて認識させられる思いでございました。

ここに、諸処の災害で被災された皆様にお悔やみを申し上げたいと存じます。

さて、五霞町は、この 4 月より第 6 次五霞町総合計画がスタートしました。

この計画では、地方創生の具体的な施策をまとめた地方版総合戦略としての重点プロジェクトとともに、第 5 編で国土強靱化基本法に基づく五霞町国土強靱化地域計画が盛り込まれています。

五霞町における国土強靱化の基本的な考え方は、第 6 次五霞町総合計画基本構想における将来像「キラリ☆五霞町～快適で居心地のよいまち～」を実現するため、国・茨城県の国土強靱化の推進における基本計画目標を踏まえ、人命の保護が最大限図れること、町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること、住民の財産及び公共施設に

係る被害の最小化、迅速な復旧復興。以上の基本目標を位置づけ、推進することとしています。

国土強靱化地域計画では、大規模自然災害等における甚大な被害を回避するため、現在の町の施策のどこに脆弱性があるか、脆弱性評価をし、地域の強靱化のために取り組むべき施策を検討しますとしておりますが、はっきり言って、内容については事務的で、一般的な表記で、具体性がないものと見て取れます。

そこで、今回の一般質問では、現状の水道施設が置かれている状況と、いざ有事の際、特に水害に遭った場合に、どのように飲料水を確保していくのか。また、有事に際して、現状、町の非常時備蓄品の状況、今後の考え方について伺いたいと考えます。

質問は、2項5点でございます。

初めに、第1項目。水道施設の防災と強靱化について質問します。

平成30年12月、厚生労働省医薬・生活衛生局より各都道府県を通じ行った水道における緊急点検の結果等について、茨城県は529施設を点検し、そのうち、浸水想定区域内に93施設が存在し、その中で、浸水災害対策なしが83施設となっており、うち、バックアップなしが66施設と報告されています。

1点目、五霞町は点検報告を提出しているのか。また、その状況に当てはまるのか。

2点目、具体的な対策について検討しているのか。また、スピード感を持って対応をしているのか。

次に、第2項目。災害に向けた町の非常時備蓄品について質問します。

昨年10月の台風19号で、町は初めて避難勧告を出し、それを受けて住民は避難場所への避難行動や自宅待機等、極めて不安な時を体験しました。幸いにして大事に至らず、翌午前には、避難勧告解除がなされました。

災害避難等の対応において、町が避難者、被災者に対して非常時備品を提供・支援するについては、共助と捉えるべきと私は考えます。

なぜかという、町や地域自体も避難しなければならない。あるいは、まさに被災するかもしれない。している状況にあるから。そのように判断されます。その後の県や国が行う救援活動や公助とは明らかに違っていると思います。町自体が被災する可能性があるということは、各住民個人が行うと同様に、町自体が生存に向けた対応・自助を行う必要があると考えますが、伺います。

1点目。毛布、非常食、飲料水は、どの程度、どこに備蓄しているのか。

2点目、備品の数量について基準はあるのか。

3点目、非常時備品について、町ができることは。

以上について質問します。

なお、答弁によっては再質問させていただきますので、御了承願います。

また、持ち時間が30分なので、答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、議長、進行をお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君） 1 項目め 1 点目の質問に対し、上下水道課長の答弁を求めます。
上下水道課長。

○上下水道課長（大関千章君） それでは、1 項目め 1 点目について答弁申し上げます。

平成 30 年度に厚生労働省において実施されました議員御指摘の緊急点検でございますけれども、五霞町においても実施し、報告してございます。

状況につきましては、当該施設については、水害ハザードマップにおいて浸水想定区域内に位置し、災害対策及びバックアップ機能を講じていない施設として報告してございます。
以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、黛議員。

○2 番（黛 丈夫君） わかりました。

想定していたとおりでございます。

ところで、国が緊急対策で推進している国土強靱化の予算執行は、確か、ことしでひとまず終了だったと思います。3 年間という短い期間ですが、国は大きな規模の施設の強靱化を優先しているようにも見受けられる。

また、五霞町のように、小規模施設が過去に浸水被害を経験したか、していないかで、事業を決定することに対して、まことに微妙な抵抗があると思います。3 年間で形にするのは極めて難しい状況と言えるかもしれません。

それでは、議長、2 点目をお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君） 続いて、1 項目 2 点目の質問に対し、上下水道課長の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（大関千章君） それでは、2 点目について申し上げます。

浄水場の主要部分である電気・機械及び薬品設備につきましては、1 階でございます。

また、配水ポンプ室が地下構造となっているため、利根川の近隣部で決壊した場合は、3 メートルから 5 メートルの浸水が想定されており、遮水扉等の設置などの浸水対策を検討いたしました。また、浄水場管理棟 2 階——管理棟は 2 階にあるわけですが、それ以外は全てが浸水すると。対応の難しいところが実情でございます。

全国的にも、下水道を含め、インフラ施設の浸水対策が課題となっておりまして、国側で調査・検討が進められているという状況です。

現状におきましては、災害により水道水の供給に支障をきたした場合の対応といたしまして、近隣自治体をはじめ、日本水道協会加盟の県内外の自治体との相互応援協定のほか、町内にあります企業 2 社との災害時等における応急給水に関する協定書により初動の対応を図ることとしております。

また、近年におきましては、去る平成 27 年 9 月に発生いたしました台風 18 号及び豪雨の累積雨量が 300 ミリを超えたものの、道路・農地等を除き、川妻浄水場を含む町内での内水による大きな浸水被害は確認されなかったところでございます。

しかしながら、今後につきましては、施設の老朽化や耐震化と合わせまして、浸水対策につきましても、財政事情等を踏まえながら可能な限り早期な対応を考慮してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、黛議員。

○2番（黛 丈夫君）わかりました。

実はですね、7月に実施した議会議員内、町内公共施設の視察において、川妻浄水場を見させていただきました。

地下構造設備なので、これは浸水に弱いと誰もが思うと思います。

ただ、平成27年の台風18号及び関東・東北豪雨災害等で累積雨量300ミリ超えに対して、川妻浄水場では浸水被害がなかったことは、これは一つ安全で安心できるデータかなと思います。川妻浄水場の周辺、特に浄水場の裏側は水田が広がっています。水田は、降雨時には遊水池としての機能を発揮しますので、おそらく集中豪雨に対しては、それなりの効果を今後も発揮してくれるものと、私もある意味で希望……、希望というか念じております。

また、状況においては、利根川の破堤・越流による浸水リスクはなくなつてはいませんが、災害時の応急給水対策。企業や公有地、集会所の井戸やその他の一般住居が保有する井戸等をリストアップするなど、可能な限りの手段、対応策を検討しておく。

また、協定の締結等をより具体的にするとともに、町民への周知も適切に行って、有事への備えを図ってもらいたいと思います。

国土強靱化の意味するところは、本来はですね、水道施設の脆弱性評価項目を、リスクを少しでも減らす、なくすということが重要なことであり、それを常に認識して対応していくことが重要かと思います。

1項目の質問は、以上で終わりにしたいと思います。

それでは、議長、2項目めをお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、2項目め、1点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君）2項目め、1点目について御答弁申し上げます。

備蓄食糧などの主な備蓄場所は、5カ所であります。

役場敷地内防災倉庫に備蓄食3,270食分、飲料水500ミリリットルペットボトル1,488本で744リットルを備蓄しております。

福祉センターひばりの里に備蓄食1,190食分、飲料水500ミリリットルペットボトル120本で60リットルを備蓄しております。

情報・防災ステーションごかに備蓄食2,250食分、飲料水2リットルペットボトル288本、500ミリペットボトル192本で合計672リットルを備蓄しております。

各児童館にも少量ではありますが、備蓄食を70食ずつ、500ミリリットルペットボトル

を24本ずつ備蓄しております。

全体では、備蓄食6,850食分、飲料水2リットルペットボトル288本、500ミリリットルペットボトル1,848本で、合計1,500リットルを備蓄しております。

毛布につきましては、550枚を備蓄しており、主に体調不良者への配布を想定しております。

期限切れ更新分といたしまして、今年度につきましては、備蓄食2,040食、500ミリリットルペットボトル672本の購入を進めております。

昨年 of 避難勧告発令時の避難所運営の教訓を踏まえ、今年度より各水害避難所へ備蓄をするよう準備・調整を行っております。

数量につきましては、避難所の規模などにより按分し、配分・備蓄する予定であります。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、黛議員。

○2番（黛 丈夫君）わかりました。

結構分散しながら備蓄していることはわかりました。

今回は、水について、ちょっと確認したいのですが、避難する際に、人は1日3リットルの水を要すると。一般成人男性で、1日何もしない状況で2.3リットルの水が必要だと。摂取しないと健康に害があると言われているんですね。

3日間といいますと、例えば、3リットルを3日間という、3掛ける3で、9リットル。まあ、10リットルですよ。2リットル入りのペットボトル5本ぐらいを実際に持って逃げられるのかと。ましてや、五霞町は高齢化が進んでいまして、ひとり世帯の高齢者がそれを持って避難する。それは、ちょっとかなり厳しい状況にある。それが言えると思います。わかりました。

その他の非常備品、特にコロナに関するようなことというのはあるのでしょうか。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君）今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策備品といたしまして、主なものでございますが、各避難所に非接触型体温計、それから、パーテーション、アルコール消毒剤、ポータブル蓄電池、そのほか、マスク等も配備したいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、黛議員。

○2番（黛 丈夫君）わかりました。

こういう時期なので、その辺はきっちりやっていただきたいと思います。

それでは、議長、2点目についてお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、2項目め、2点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君） 2 項目め、2 点目について御答弁申し上げます。

平成 25 年 3 月策定の地域防災計画において、地震災害時避難者 1,900 人を想定し、備蓄食一人当たり 3 食分として 5,700 食を基準としておりました。飲料水につきましては、計画が地震災害時を基本としていたため、給水車での対応を想定しており、特に数量の基準を設定しておりませんでした。

しかしながら、昨年の台風 19 号では、1,500 人の避難者の実績があったこと、今年度から各水害避難所へ配分して備蓄を行うことから、課内協議を行い、若干上向きに 2,000 人の避難者を想定し、備蓄食 3 食、6,000 食以上を確保し、飲料水につきましては、備蓄スペースの問題がありますが、拡充できるよう検討したいと思います。

今後につきましては、備蓄食料品などの更新時期を踏まえ、改めて備蓄計画の見直しを進めたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君） 議員。

○2 番（黛 丈夫君） わかりました。

そうすると、現在は昨年の台風 19 号が基準になって数量等を決めていると思いますけれども、この辺については、今後、避難者とか被災状況から判断されるケース、データから取る場合と、公的な情報とか資料等、これらを基に変えることもあるということによろしいですか。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君） 今年度につきましては、去年の実績等を考慮いたしまして計画をしておりますが、今後、そういったいろいろな調査をかけまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君） はい、議員。

○2 番（黛 丈夫君） 非常時の備品等、また数量等の見直しをやっていただくと。

よくわかりました。

それでは、議長、3 点目をお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君） 続いて、2 項目、3 点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君） 2 項目め、3 点目につきまして御答弁を申し上げます。

防災対策は自助が基本となっております。

町では、町民の方に対し、自助の心構えや準備について冊子や広報紙において啓発を行っております。過去に発行しました「備えあれば憂いなし」、水害ハザードマップへの記事掲載や、広報ごかにおいて水害特集として毎年 7 月号、地震については 11 月号にて啓発記事を掲載し、避難に必要な持ち出し品などを紹介しております。防災情報や時勢に応じた準備

品選択を行い、最新情報を掲載できるよう努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、避難所への避難だけではなく、ハザードマップにより判断していただき、親戚・知人宅への避難、自宅での垂直避難も検討していただくよう広報8月号にて周知を行っております。

ハード面では、水防活動として川妻地先のＪＲ新幹線橋梁付近の堤防に大型土のうを設置し、越水対策を講じます。また、情報・防災ステーション隣接に一時避難場所として駐車場を整備中であります。

町では、今後も引き続き、防災・減災に対する取り組みを行ってまいります。町だけの取り組みだけでは十分ではありません。町民の皆様にも、ぜひ自分の身は自分で助ける自助を基本に、日ごろから災害時の備えとして持ち出し品の確認や各自、各家庭で食料、飲料水を備蓄することをお願いしたいと思います。

また、近所の人たちと助け合う共助による取り組みを進めることが大切であることから、何かあったら協力できる関係を築いておいていただきたいと思います。

そして、町民の皆さんとともに、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、黛議員。

○2番（黛 丈夫君）わかりました。

いろいろやっただいていてということはわかりました。

ただ、具体的にもう少し詰めていただきたいと。それで、有事の時に、それが機能するというを確認していただきたいという思いが残ります。

それと、去年、台風19号で、私、経験したんですけども、台風はもう経路がある程度、2、3日前に見えてきて、少なくとも1日前ぐらいには、どういうところを通るというのは見えてくると思います。

例えば、飲料水の確保とか、お風呂に水をためておくとか、そういうことをやりなさいというのは、知っている人は知っているんですよ。また、一人3リットルが必要だということとは。

でも、その3リットルが必要と、意外と知らなくて、数字は考えるんですけど、いざ物を見してみると、こんなの運べないよというような状況もあると。どうしようかということを前もって確認すると。

できれば、防災無線等で、わかった段階、せめて1日半か、1日ぐらい前に周知するような飲料水の確保をお願いします。目標は、一人3リットルで、9リットルから10リットルですよというような具体性を持った周知方法も一つかなと思っています。

町は、先ほど言いましたけど、第6次総合計画の中で、強靱化というような国土強靱化に合わせた計画というか、推進を進めるという宣言をしています。これは、単に20年ということではなくて、今であり、それから5年先であり、それが最終的には20年先で、五霞町

が非常にいいところだというようなことにつながっていくと思います。

強靱性とは、強くてしなやかという意味で、何が起きても、その影響を最小限におさめて、速やかに回復できること。強靱性の反対語が脆弱性と。災害や外からの影響に対して、抵抗力が小さくて、もろくて弱いと。また、元通りになるのに時間がかかると。

これ、単に計画に出いて、難しい漢字が書いてあるので、なかなか覚えにくいですけど、そういう意識の中で、今後の五霞町の運営に当たって、これを掲げたのですから、ぜひとも具体的に、より具体的にやっていただきたいと思います。

それと、先ほど上下水道課長から報告を受けましたけど、災害については、これでいいということはないと思います。多岐にわたったやり方。民間でも誰でもいいから。

それで、思ったとおりになかなかならないんですね。五霞町も利根川がこれだけ長くありますので、どこで切れるかわからない。場合によっては、江戸川のほうから回ってくるかもしれない。

そういうことがありますので、まず、この認識を町民全員が認識すると。行政のほうは、その辺を踏まえて、更にリーダー意識を持って進めていただきたいと思います。

これにて、私の一般質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で、2番議員 黛 丈夫君の質問が終わりました。

◇ 小野寺宗一郎 君

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、1番議員 小野寺宗一郎君の発言を許します。

小野寺議員。

〔1番 小野寺宗一郎君 発言席〕

○1番（小野寺宗一郎君）皆さんおはようございます。

1番議員の小野寺でございます。

傍聴席の皆様、大変御多忙の中、議会議場までお越しいただきましてまことにありがとうございます。

まずは、冒頭、先週の九州地方を襲った台風10号によりお亡くなりになられた方、また被災されました全ての方にお見舞い申し上げます。

私に与えられた質問時間も、新型コロナウイルス感染症防止のため30分間ですので、早速、質問に入らせていただきます。

また、マスクをつけたままの発言となりますので、お聞き取りにくい場合もあるかと思いますが、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、8月28日に通告いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症に対する教育現場への影響について、4点ほどお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、突然の国・県からの要請により3月2日より小・中学校が臨時休業となり、以降、分散登校・全校登校を行い、5月31日まで臨時休業が継続となっております。

突然の要請でしたので、教育現場では、大変な御苦労があったのではなかろうかと思います。改めて、ここで敬意を表したいと思います。

6月1日から小・中学校が再開されておりますが、子供たちにとっては、約3カ月間の休校。新型コロナウイルス感染症に対する不安、また、自宅待機によるイライラなどのストレスは、計り知れないものだったと思います。

そこで、1点目といたしまして、休校中、また、学校再開後の児童・生徒の状況について伺いいたします。

休校中、児童・生徒等の心身の把握はどのようにしていたのでしょうか。

また、再開後の生活態度の乱れや体力の低下等、変化が見られましたでしょうか。

また、夏休みを短縮しての夏期授業ということで、コロナ禍での熱中症、感染症に対する予防の指導、対策について伺いいたします。

続いて、2点目といたしまして、臨時休校に伴う学習遅れの解消政策について伺いいたします。

カリキュラムの変更等はどのようにしているのでしょうか。

また、未履修授業をどのような方法で補っていくのか、伺いいたします。

続いて、3点目といたしまして、児童・生徒・教員に感染者が出た場合について伺いいたします。

国・県のガイドラインはどのようになっているのでしょうか。

また、PCR検査対象の範囲はどの程度までなのか。

また、教員の増員枠はあるのでしょうか。

そして、感染者に対する差別やいじめ、学校に対する風評被害などに、どう対処していくのか伺いいたします。

続いて、4点目といたしまして、第2波、第3波が来た際の対応について伺いいたします。

もう既に第2波が来ているような気もしますが、今後、本格的な冬を迎えるにあたり、インフルエンザと合わせての対策もどのように対応していくのか、よろしくお願いいたします。

以上、4点について御質問いたします。

なお、答弁によりましては再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）1項目め、1点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）1項目、1点目について御答弁申し上げます。

初めに、本年3月2日からの学校休業中の児童・生徒の心身の状況の把握につきましては、

電話連絡、家庭訪問により行い、5月7日から開始しました分散登校時には観察や面談により行いました。加えて、中学校では、生活アンケートを実施し、その中で、4月下旬、5月上旬には「眠れない、途中で目が覚めてしまう」、「学習に集中できない」などの学習に対する不安が、特に中学3年生で高い数値を示していましたが、個々の課題に応じた面談を積極的に行うとともに、学習相談の時間をふやしたことなどによりまして、6月上旬には大幅な減少が見られました。

また、小学校では、自宅で一人又は小学生の兄弟姉妹だけで生活している小学生について、各小学校で受け入れ、心配なことを学校に相談するように、保護者に呼びかけたりすることで、不安解消を図りました。

こうして、児童・生徒の心身の状況の把握に努めた結果、小学校・中学校ともに緊急な対応を必要とする事案はございませんでした。

次に、学校再開後の生活の変化に関してでございますが、学校再開から3カ月が経過しましたが、現在、児童・生徒は大変落ちついた生活を送っております。

最後に、コロナ禍の中で、感染症、そして熱中症に対する予防の指導について申し上げます。

感染症に対する予防の指導につきましては、文科省の指導に沿った五霞町立学校新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開マニュアルを作成し、感染源を絶つこと、感染経路を絶つこと、抵抗力を高めることの三つをポイントとして、毎朝の確実な検温、手洗いの実施、マスクの着用などの指導を行っています。

熱中症に対する予防につきましては、学校活動全般において、必要に応じて水分を補給できるようにするほか、昇降口付近へミストシャワーを設置、登下校時には人と十分な距離を確保してマスクを外すこととしています。

そのほか、小学校では交通安全に十分気をつけながら、ヘルメットのかわりに帽子を使用することを認め、中学校では、登校から下校まで学校指定の体操服で過ごす等の対応をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、小野寺議員。

○1番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

初めての長期にわたる休校ということで、先生方も電話、家庭訪問など、一人の生徒のみならず、クラス全員への連絡、状況などの把握は、大変な仕事量だったのではなかろうかと思います。

そういった努力のおかげで、再開後の生活態度の乱れや不登校になった子供がいなかったということにつながってくるのではなかろうかと思います。不登校どころか、不登校の子が逆に登校するようになったという話も聞いております。

これも何か、その心境の変化があったんだと思いますが、そういった小さなサインを見逃さずに、今後の指導に役立てていただければと思います。

また、コロナ禍での熱中症対策も大変だと思います。ことしも連日猛暑が続いている中で、マスクをつけての登下校は、特に、低学年の児童には相当な負担になっているのではなからうかと思います。

子供たちもいろいろなチェックを受けて、行動も制限されて、ストレスも大分たまっているのではなからうかと思いますが、引き続き心のケアのほうをよろしく願いいたします。

そこで、1点だけ再質問をさせていただきますが、子供たちのメンタルケアのフォローはできているようですが、先生方の不安やストレスも計り知れないものだと思います。

この先生方のメンタルケアはどのようにしているのか、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、教育長。

○教育長（千葉道子君）傍聴席の皆さんおはようございます。

教育長の千葉でございます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

まず、議員から先生方の身をお気遣いいただいて御質問をいただいているということ、深く感謝申し上げます。

議員おっしゃるとおり、今まで誰もが経験したことがないコロナ禍の中で、学校内の感染防止、通常と異なる授業の形態にかかる教材の準備等、先生方は教職員としての自覚と責任のもとに、労をいとわず、職務に専念をしております。ですが、議員おっしゃるとおり、不安とストレスもたまっております。

まず、教職員のメンタルケアにつきまして、五霞町では、平成30年度から労働安全衛生法に基づいた教職員を対象に心理的な負担の程度を把握するための検査、ストレスチェックを実施しております。その検査を実施して、ストレスが高いと判断された場合は、専門の医師への面談とつないでまいります。現在のところ、面談を受けた教職員はおりません。

それから、各学校では、管理職が教職員の日ごろの様子や観察をしてサポートしたり、学校長が先生方と面接をする時間を設けて、授業や校務分掌等に係る指導や悩みについて相談に乗ったりしてメンタルケアに努めております。

それから、教職員同士で学級経営や生徒指導等において、一人で抱えることなく、互いに協力して教育活動を進めております。

そして、教職員にとって、保護者の方や今の議員さんの御質問もそうなんです。地域の方々に理解をしていただいていることが胸に響いた時にストレスが解消されます。「ありがとう」の言葉一つでメンタルヘルスにつながります。今、児童・生徒のために頑張っている五霞町の小・中学校の先生方をリスペクトしていただけたらありがたいと思います。

先生方が心身ともに健康でなくては、子供たちも元気にはなれません。先生方へのエールをいただき、ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、小野寺議員。

○1番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

それを聞いて安心いたしました。

休みの間、学校が閉鎖されただけで、実際には休みではなかったわけですから、教職員の皆さん、今まで以上に大変だったと思います。子供たちも家でストレスを感じながら勉強をしていたと思うのですが、先生方はそれ以上のストレスだったと思います。

いずれにしても、児童・生徒・先生方がためらうことなく申し出ることができる環境づくりをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで、1点目は結構ですので、次に2点目をお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、1項目、2点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）1項目、2点目について御答弁申し上げます。

初めに、令和元年度3月の臨時休業に伴う未履修授業について申し上げます。

毎年2月までには、その学年の授業の履修はほぼ終了しており、3月には年間の学習のまとめを行っています。そのため、3月の学校休業によって生じた未履修授業はわずかで、休業中の課題や学校再開後の6月前半の授業で全て履修をさせることができました。

次に、今年度4、5月の学校休業分のおおむね30日程度の学習の遅れについて、解消政策にかかわるカリキュラムの変更、いわゆる授業時数の確保について申し上げます。

大きく三つを行ってございます。

一つ目は、1週間当たりの授業時数を1時間ふやしております。

二つ目は、夏季休業を短縮し、17日間といたしました。

三つ目は、行事の精選です。

感染を防ぐ目的で、学校行事も残念ながら中止や縮小になったものが多くあります。行事に伴う練習時間も含め、予定を再編成いたしました。

なお、中学3年生につきましては、卒業式が3月5日になりますことから、ほかの学年と比べ授業日が少なくなっています。そこで、受験を控える11月から12月にかけて、更に1日当たりの授業時間を1時間ふやすことで、本年度中に履修すべき内容には対応できる見通しでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、小野寺議員。

○1番（小野寺宗一郎君）ありがとうございます。

今のお話ですと、実施できなかった授業日数を3月中には遅れを取り戻せるということですが、本当にカリキュラムの変更等は大変だったと思います。

授業を優先するに当たり、中には断腸の思いで、中止・変更を決断した部分もあったのではなかろうかと思います。大変御苦労さまでございます。

そこで、1点だけ再質問をさせていただきますが、特に中学3年生にとっては、これからが受験に向けて大事な時期になってきますが、不安だから、もっと勉強がしたいという生徒には、更に補習授業などの受け皿等はあるのでしょうか。

○議長（鈴木喜一郎君）教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）御質問にお答えいたします。

特に中学3年生は、学習に対する不安を抱えているということは、生活アンケートにもあらわれております。

学校再開後、学習相談の時間をふやし、不安は減少していますが、やはり受験に対する取り組みとして、それは必要になってくることでございます。

例年、受験期の1月から2月には、中学校では3年生を対象に補習授業や入試対策の面接の練習等を実施してございます。

今年度は、先ほど申し上げましたように、受験期に差しかかる11月から12月期で、1日当たり1時間の授業時数を確保すると同時に、例年行っています補習授業につきましても実施をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、小野寺議員。

○1番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

先般、新聞記事のほうに、来年入試を控える受験生に、新型コロナの影響を背景とした受験への不安について尋ねたところ、「不安がある」、「どちらかといえば不安がある」と答えた人の合計が9割以上、93.5%に上がることがわかりましたと。

また、不安があると答えた人の具体的な内容を尋ねると、学校ごとの対応、休校等の差による勉強への影響が63.1%で、第1位という記事が載っておりました。

ただでさえ、幾ら勉強しても不安な受験生なのに、ことしは新型コロナウイルスによる学習の遅れ、また、教育格差がどのくらい生じているのかわからないという不安もあるかと思えますので、勉強のできる場所を少しでも多く広げていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

これで、2点目は結構ですので、次の3点目をお願いします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、1項目、3点目の質問に対し教育次長の答弁を求めます。
教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）1項目、3点目について御答弁を申し上げます。

国及び県のガイドラインでは、感染者が確認された場合は、完治するまで出席停止となり、濃厚接触者につきましても、PCR検査の結果にかかわらず、感染者と濃厚接触があった日の翌日から2週間の出席停止となることが示されております。

また、感染者が出た場合は、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の一部又は全部の臨時休業を実施するということが示されてございます。

しかし、国や県のガイドライン、マニュアルには、設置者や学校の分担等、細かなことまでは示されておきませんので、これを受けまして、町では独自に学校医の指導のもと、PCR検査を受けたことが判明した際の対応マニュアル五霞町版を作成いたしました。

児童・生徒・教職員がPCR検査を受けたことが判明した時からの教育委員会や学校の対

応を詳細に決めています。仮に就業時間中に感染が確認された場合は、学校の教育活動を停止し、児童・生徒を下校させ、当該校は、翌日を臨時休業として消毒作業を行います。これらの対応については、各学校教職員でマニュアルに関する研修を実施したほか、保護者にも7月28日付けでお知らせをしているところでございます。

次に、教員に感染者が出た場合の急な教員の増員についてでございますが、急な対応は難しいと思われます。そのため、急遽出勤できなくなった場合を想定して、教職員間での業務の内容の進捗状況や学級の状況等の情報共有に努めているところでございます。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症にかかわる県費負担の教員といたしまして、退職された先生が二つの小学校に1名ずつ、学級担任を補助する学習指導員として週12時間勤務をしております。また、今後、県では、各学校に感染症対策を徹底しながら円滑に事業カリキュラムを進めるためのサポーターを配置予定と聞いております。

最後に、感染者が出た場合は、マニュアルに基づき、感染拡大防止のため素早い対応をとることはもちろんですが、児童・生徒の差別やいじめなどにつながらないように、道徳教育、人権教育を行っていく上で、新型コロナウイルスへの感染は誰にでも起こりうることであるということを周知していく必要があると考えております。

児童・生徒・教職員に感染者が出ないよう十分な対策を行ってまいります。感染が確認された際には、マニュアルに基づき素早く対応をしてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、小野寺議員。

○1番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

校内でPCR検査を受ける範囲については、保健所がヒアリングをして認めた濃厚接触者だけということでしたが、濃厚接触者の定義も曖昧なところがありますので、その辺はしっかりと聞き取りをしていただきたいと思います。

そこで、1点お聞きしますが、ガイドラインでは、感染者又は濃厚接触者については出席停止として、欠席扱いにならないとのことですが、その他出席停止扱いになるケースは、どんな場合があるのでしょうか。

よろしくをお願いします。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）御質問にお答えいたします。

児童・生徒の感染が判明した場合又は濃厚接触者となり、PCR検査を受けるなど感染が疑われる場合は、もちろん欠席ではなく、出席停止となります。

これに加えて、登校前の検温で発熱がある場合、のどの痛み、せきが出るなどの風邪の症状がある場合、そしてまた、新型コロナウイルス感染症につきましては、現時点ではいまだ解明されていない点も多いことなどに鑑みまして、保護者から感染を心配して休ませたいという申し出があった場合など、校長が判断し、出席停止というふうな形になります。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、小野寺議員。

○1番（小野寺宗一郎君）ありがとうございます。

簡単に言えば、行かせたくないから行かないということでも、欠席にはならないわけですかね。

その辺は、意思の尊重も大事ですので、大変判断が難しいところですが、心理的なことで、しっかりと話を聞いて対応していただきたいと思います。こういうことから、また不登校やいじめの原因にもなりかねませんので、よろしくお願いいたします。

また、偏見や差別につながるような行為は人権侵害であり、断じて許されないことです。正しい知識に基づいた指導を行うなどを通じて、偏見や差別が生じないように十分留意する必要があると思います。被害者児童・生徒等に寄り添う姿勢で対応をしていただき、必要に応じてスクールカウンセラーや臨床心理士の専門家とも連携して行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、もう1点、再質問いたしますが、県からの教員の増員枠はないと伺っておりますが、現状ですら、先ほどのお話のように、OBの教員の方々に臨時でお願いをしている中、出勤停止者が出てしまった場合、絶対的に教員のマンパワー不足になると思うが、どのように対応していくのかよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）教員が感染した場合の増員は示されておりませんので、現在、在籍している教員のみでの対応となります。

非常に大変なこととは思いますが、現在、コロナ感染症により勤務をしていただいています、先ほど申し上げました退職教員やクラスの担任外の教頭、教務主任等が担任としてクラスに入ったり、町で雇用しております教育活動指導員、そのほかの教員の振りかえ授業を行うなどをして実施をしてまいりたいと考えています。

そのため、やはり急遽出勤できなくなった場合を想定して、日ごろから教職員間での業務内容の進捗や学級の状況等の情報共有に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、小野寺議員。

○1番（小野寺宗一郎君）ありがとうございます。

今後どうなるのかわかりませんが、そういったことにならないのが一番いいことですが、一人の教員が倒れると、その教員の仕事をほかの教員がカバーしなくてはならなくなり、その教員の仕事が更にふえることで、また体調を壊してしまうと。ドミノ倒しのようなことにならないように、一人でも多くの人材を確保していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで、3点目は結構ですので、次の4点目をお願いします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、1項目4点目の質問に対し、教育長の答弁を求めます。
教育長。

○教育長（千葉道子君） それでは、1項目4点目、第2波、第3波の備えについて申し上げます。

議員からもございましたように、マスコミ等では今が第2波との報道もございますが、今後、インフルエンザ等も含めた第2波、第3波への対応としましては、現在行っている感染症対策を確実にやっていくことが最も大切であると考えております。

検温結果の確実な把握、手洗い、マスク着用の徹底、マニュアルに沿った換気、清掃、消毒、身体的距離を確保しながらの授業の工夫等、これまでも行ってきたことを引き続き行ってまいりたいと思います。

しかし、どんなに対策を講じて、100%感染を防ぐことはできません。万が一、感染者が出た場合は、ガイドラインやマニュアルに沿って感染が拡大しないように対応してまいりますとともに、感染の状況は刻一刻と変化しておりますので、ガイドラインやマニュアルも定期的に見直しをして行ってまいります。

また、第2波、第3波に備え、授業時間の確保なども大切になってまいります。

先ほど、2点目で次長が申し上げましたとおり、6時間授業ですとか、夏季休業期間の短縮などを行ってまいりました。

しかし、この後、感染拡大により再び長期の臨時休業を実施しなければならない状況が起きた際には、冬季休業期間の短縮ですとか、7時間授業は中学3年生のことを先ほど申し上げましたけれども、ほかにも行うとか、土曜授業など、授業時間の確保のために柔軟に対応してまいりたいと思います。そして、そうならないようにできたらと思っているところでございます。

最後に感染が確認された場合、その感染拡大を防止するために迅速に対応することはもちろんですけれども、最も大切にしたいのは、先ほどからお話に出ておりますように、差別やいじめ、風評被害などを起こさないことです。

五霞町では、道徳教育及び学校教育活動全体を通して豊かな心を育み、いじめ防止に努めております。道徳の授業や人権教育の中で具体的に内容を取り上げて指導し、感染した人を責めるのではなく、思いやりの気持ちを持って、戻ってきた時は温かく迎える雰囲気をつくっていけるようにしてまいります。

また、学校医、歯科医、薬剤師、養護教諭やスクールカウンセラーとの連携、協力体制も確認いたしまして、多くの人とのかかわりの中で組織的に対処してまいります。

差別やいじめ、風評被害などを起こさないためには、日ごろから児童・生徒の心身の変化を捉えておくことが大切ですので、その把握に力を注ぐよう各学校ともに努めてまいります。

感染症への対応は、今後、長期にわたることが想定されますが、児童・生徒、教職員のために、長期的な視野に立ち、組織的、継続的に取り組んでまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、小野寺議員。

○1番（小野寺宗一郎君）ありがとうございます。

まさにそのとおりだと思います。

これから、どうなっていくとか、大変難しい問題だと思いますが、最近の報道では、いろいろな制限も緩和されて、この茨城県もステージ3からステージ2に引き下げられ、気の緩みが出なければならぬと危惧するところではございますが、これから本格的な冬を迎えるに当たり、さらに、インフルエンザへの感染対策もしていかなければならないと思います。

そこで、現在、町のほうからインフルエンザの予防接種を受けた中学生以下に対して、一部助成金を出しておりますが、今年度は全額補助を要望させていただきたいと思います。

インフルエンザにより学級閉鎖などになっては、更に学習の遅れが生じてしまいますので、まずは、インフルエンザ感染を未然に防ぐためにも、一人でも多くの児童・生徒に予防接種を受けていただきたいと思いますので、御検討をよろしくお願いいたします。これは要望で結構です。

いずれにしても、コロナウイルスのワクチンができないことには、完全なる収束は難しいと思いますし、今後、長期戦になることが予想されておりますので、教育現場としっかりと連携をしていただき、教育委員会が主導をとって、中心になって考えていただきたいと思います。

その学校、学校のことは、校長先生が一番よくわかっているかと思いますが、校長先生にお任せでもいいかと思いますが、指針というのは教育委員会のほうでしっかりとつくっていただきたいと思います。

最後になりますが、このコロナウイルスのために、子供たちの勉強、運動での個々の最大限の能力が出せずに、いろいろなものを妥協して将来を変えてしまうということがあってはならないと思いますので、何もかも初めてのことで、本当に大変だとは思いますが、やまない雨はありませんので、今後とも教育発展のためによりしくお願いいたします。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

御答弁ありがとうございました。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で、1番議員 小野寺宗一郎君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

11時10分より再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（鈴木喜一郎君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◇ 江 森 美 佐 雄 君

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、3番議員 江森美佐雄君の発言を許します。
江森議員。

〔3番 江森美佐雄君 発言席〕

○3番（江森美佐雄君）3番議員の江森でございます。

皆さんお疲れさまでございます。

私は、事前通告に従いまして1点、水害時の要配慮者、そして、一般の方々の避難支援について御質問させていただきます。時間に限りもありますので、質問要旨としまして、10項目ほどございます。数も多いということもありますけれども、より具体的に答弁を求めるものでございます。

昨年の台風19号。これは、初めての避難勧告ということで、しかも夜中ということもあって、執行部の皆様、また水防団の方々、御苦勞をされたかと思います。改めて勞いを申し上げたいと思います。

また、加えて、ことしは、避難するとすれば、コロナ禍における避難行動ということになります。そういうことで、住民の方々の立場に立って、その避難の支援についてお伺いをするものであります。

最初に、私のほうから10点ほど、質問事項を申し上げたいと思います。

しかる後に、10項目まとめて御回答いただければというふうに考えておりますので、議長、よろしくお願いいたします。

それでは、まず1点目から。警戒レベル3以上、あるいはその以下の時もそうですが、本部から区長等への連絡がなされます。その連絡方法は、どのような手段で行われるのか。

2番目。防災ステーションの下にマイカーによる水害時の一時避難所が建設されております。この避難場所の指定場所、その他もでございます。あるいは、GLPでは、いろいろな注意点もございます。そういったことをまとめて、いつどのように、避難所の広報をされるのか。

3番目。この議場も一時避難所として使うことが可能なかどうか。使えるものなら使ったらどうかというふうに考えておりますけれども、これはいかがお考えか。

4点目。防災ステーションの下の水害時の一時避難所というのは、大変いいアイデアだというふうに思っております。

しかしながら、人数によりましてけれども、既設のトイレだけでは足りなくなる可能性もあるということで、仮設のトイレの設置。あるいは、混乱を来さないような車両の誘導等については、どのようにお考えなのか。

5番目。暴風雨の中、仮に、指定した避難所に避難された場合、その避難所がコロナ対策

で、もう既に満杯だという場合には、これは外の状況が非常に悪い場合ですけれども、そういう場合には、いちいち本部とのやりとりとか、そういうことをやっている場合ではないのではないのかなと。速やかに連絡、いろいろな意思決定ができればいいですけれども、できないことも想定して、腹決めをしておく必要があると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

次に、6番目。警戒レベル4、全員避難という概念があるわけですが、こういう全員避難というと、もう家を出て、どこかへ逃げて行かなければいけないんじゃないかと、どうしてもそういうふうに感じがしてしまうんですね。それで、ハザードマップを見れば、多くの地域で、2階建て以上であれば、この町の中では、堤防に近ければ別ですが、そうそう2階まで水が来るような状況というのは想定しにくいのではないかと。ハザードマップを見て、状況によって、ステイ・アット・ホームということも考えられるんですが、そういったことについての広報については、これまで、あるいは、これから、どのようにされるのか。

それから、7番目。実際の避難に当たっては、自助として飲料水、食べ物、あるいは、その避難先で、その下に敷く敷物ですね。保温材等。あるいはラジオ、懐中電灯など、そういったものは、避難所にできるだけ自助として持参すべきと私は考えているんですが、こういったことについての広報は、これまでどのように行われてきたのか。あるいは、これからどうするのか。

それから、8番目。避難所の避難状況の把握。今、この避難所は満杯だとか、どこがどれだけ空いているとか、そういった状況の把握。

それから、これは避難してきた人の意思が優先されると思いますけれども、そういった調整等については、どのように行うのか。

9番目。新幹線部の堤防の低いところへの対策として、これは臨時的措置として土のうの設置と。既に一部設置されておりますけれども、こういった土のうの設置等については、工事そのものは、これから先、J R東日本で行われるということですが、土のうの設置についての費用というのは、J R東日本が負担すべきなのではないかと。こういった請求等については、どのようにお考えか。

最後、10点目。昨年のような避難勧告を出すような事態であれば、国交省に限ったわけではありませんけれども、こういった行政等から報道機関に、危険な状況というものを報道させるとするのは、言葉が違和感あるかもしれませんが、情報を流すことによって、周辺の皆様に危機を知らせると。こういったことも考えられるんですが、どうお考えかと。

以上、10点でございます。

回答によっては、また質問をさせていただくこともあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）1項目め、1点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（松村聖市君）続けてよろしいですか。

○議長（鈴木喜一郎君）通して答弁してください。

○生活安全課長（松村聖市君）それでは、1点目から10点目まで、続けて御答弁申し上げたいと思います。

まず初めに、1点目について御答弁申し上げます。

各区長さんへの連絡方法の基本は、電話連絡を考えておりますが、メールなどによる文字での伝達も有効でありますので、状況に応じてメール配信をし、既読の確認を含めて電話連絡を行いたいと思います。確実な方法での情報伝達を確立したいと考えております。

続きまして、2点目について御答弁申し上げます。

防災・情報ステーション隣接の一時避難場所の完成時に速やかにチラシを作成し、全戸に周知いたします。

チラシの内容につきましては、水害時避難所一覧表を掲載することや、改めて避難所への避難だけではなく、ハザードマップにより判断していただき、親戚・知人宅への避難、自宅での垂直避難、安全な場所での車内待機などやGLPの車路への自動車での乗り入れ禁止など、各施設における注意点をあわせて掲載し周知いたします。

続きまして、3点目について御答弁申し上げます。

水害が発生した場合に、役場2階までも浸水することを想定し、災害対策本部の垂直移転を考えております。役場3階を本部機能移転先として予定しておりますので、住民の方の一時避難所としての活用は難しいものと思われれます。

続きまして、4点目について御答弁申し上げます。

水害時一時避難場所に仮設型の和式ペダル水洗トイレを8台、2カ月間のリース契約として設置しております。

また、町建設業組合が所有する仮設トイレにつきましても、協力を要請したいと考えております。

車両誘導につきましては、水害時一時避難場所に虎ロープではありますが、駐車枠を設置いたします。警戒レベル4の避難勧告時には、係員を配置し、車両誘導を行うことを計画しております。

続きまして、5点目について御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、各避難所の収容人数を制限し、大幅に減少しておりますので、避難所によっては、早い時期に収容人数に達するものと思われれます。避難する時間が十分にとれる場合に、災害対策本部は各避難所の収容状況を把握しておりますので、適切な誘導ができるよう努めたいと考えております。

しかし、利根川水位の上昇が顕著である場合や避難指示の発令時には、来場者は全て収容する指示を各避難所へ発令することとしております。

続きまして、6点目について御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、広報 8 月号に避難方法の選択を掲載しております。指定避難所への避難、ハザードマップにより判断していただき、親戚・知人宅への避難、自宅での垂直避難、安全な場所での車内待機も検討の一つと思われますので、紹介を行っております。

また、国土交通省が提供している御自宅の浸水予測を検索できる浸水ナビに五霞町ホームページからアクセスできますので、参考にしていただきたいと思います。

これらの情報は、情報・防災ステーション隣接の一時避難場所の案内とともに、チラシに掲載し、全戸に周知いたします。

続きまして、7 点目について御答弁申し上げます。

過去に発行いたしました「備えあれば憂いなし」、「水害ハザードマップ」への記事掲載や広報ごかにおいて、毎年 7 月号には水害特集、11 月号に地震についての啓発記事を掲載し、避難に必要な持ち出し品などを紹介しております。防災情報や時勢に応じた準備品選択を行い、最新情報を掲載できるよう努めてまいります。

また、各家庭においては、家族での防災会議を開催していただき、マイタイムラインを作成していただきたいと思います。

続きまして、8 点目について御答弁申し上げます。

各避難所の収容状況は、定時報告となっており、災害対策本部が把握できる体制を整えておりますので、適切な誘導と情報発信ができる体制が図れるよう努めていきたいと考えております。

また、避難者の方については、新型コロナウイルス感染症対策を御理解していただき、第 2、第 3 の避難先を検討していただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

続きまして、9 点目について御答弁申し上げます。

昨年の台風 19 号での避難勧告発令の原因となった川妻地区 J R 新幹線橋梁付近の堤防については、利根川水位予測 11 メートルに対し、堤防高 10.6 メートルであったことから、同年 10 月 15 日に利根川上流河川事務所に対し、越水対策の要望を行いました。協議の結果、利根川上流河川事務所から堤防強化事業が終了するまでの間は、水防活動としての対応を要請されております。

このため、町が水防活動として予算化、工事発注を行いました。利根川越水に対する水防活動の観点から利根川栗橋流域水防事務組合と協議を行い、組合の水防活動事業として認められましたので、各構成市町の費用負担につきまして、現在、協議を行っております。

続きまして、10 点目について御答弁申し上げます。

災害発生の危険箇所は、同時多発であり、危険箇所の局地的なマスコミに対する情報提供は非常に困難なものであります。

国土交通省では、国が管理する 109 水系について、上流から下流まで連続的に洪水の危険度がわかる水害リスクラインなどにより、川の水位情報を配信しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

また、町からは、危機的な状況について情報が取得でき次第、ホームページやメールマガジンなどのツールを利用し、情報を発信していくことを考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、江森議員。

○3番（江森美佐雄君）具体的に答弁いただきましてありがとうございます。

幾つか、今、伺った中で確認等をさせていただきたいと思います。

まず、2番目の指定避難場所一覧表の配布ですけれども、今までもいろいろな資料がありまして、水害とか地震とか。それが全部、一枚の中に入っているんです。丸がついて、これは地震用、これは水害用と。ちょっと見にくいものですから、その辺のことは、よく御検討をいただければというふうに要望しておきたいと思います。

それから、6番目。このハザードマップですけれども、私、正直に言って、ハザードマップの古いものを持っておりまして、新しいものも頂戴していますけれども、古いハザードマップを見ていると、やっぱり、当然、判断が違うわけです。当たり前ですけれども。

今、先ほど国交省の浸水シミュレーション。浸水シミュレーション検索システムというのがあります。これは、国交省に入っていくと、浸水シミュレーションということで検索するのが一番いいと思いますけれども、開きまして、日本列島が出てきまして、ズームして自分のところ、自分の家をまずピンポイントで指定して、そして検索すると、利根川のどこら辺から水がやってくると、自分の家の水位が一番深くなるのかということが、瞬時にわかるという。

ちなみに、私の場合は、両新田の大字事務所の裏のあたりから水がやってくると、私の家は一番水が深くなる。こういうのがわかるシステムなんです。

ですから、そういったことも、また、これは五霞町のホームページからもわかると言いましたよね。そういうことは、大変いいことだと思いますので、非常に参考になるかなと思います。

それから、7番目。新しいハザードマップの中に、自助としていろいろなものを、飲み物とか食べ物だとか、携帯ラジオだとか、そういったものは皆さん用意しましょうという啓発のページがあるんですね。

ですから、そういったものも参考にしていけば、自分の命は自分で守るというのがやはり基本ですので、そういったものをもう一遍、よく見てもらうような啓発が必要じゃないかなというふうに思います。

それから、9番目。堤防の問題ですけれども、これについては、利根川だけでなく、いろいろな所で、この堤防のかさというのは非常に問題で、国交省、あるいは県、いろいろなところで、一朝一夕にですね、どこぞの責任だとか言っても、なかなか現実には、そう簡単にかさ上げもできないという中で、私は一度、こうやって、こういうことを主張していくこと。本来的にどうなんだろうねと、こういうことを主張したり、議論することが非常に大切だというふうに思っておりまして、そういう意味では、一度、国交省との意見のやりと

り、国交省の方針、考え、そういったことを確認できたのがよかったんじゃないかなというふうに思っております。

それから、10 番目ですけれども、この報道機関の報道ということなんです。これは、去年の台風 19 号の時に、私はNHKに、夜中ですが、ずっといろいろな民放がどうい
う情報を流しているかも確認しておったのですが、全く利根川の栗橋地点をはじめ、特に栗橋の場合は渡良瀬川も合流してくるというようなこともあって、要注意点の最たるもの
だと思えますけれども、どこの報道機関も報道しているように見えなかったんですね。1
カ所ぐらいテロップでちょっと流れたことがあるかもしれませんが、非常に報道が
弱いと。本格的に切れた場合は、キャサリン台風の際は、亀戸まで流れているわけですね。

ですから、その拠点の五霞町とか久喜市とか、そういうことにこだわらずに、もっと広く
危機を教えるような報道が必要なのではないかなと。

それは、別に国交省ということではなくて、やっぱり報道機関が、僕から言わせると、非
常に偏りがある。その翌日か翌々日は、利根川下流のほう、成田市のほうで水があふれると。
利根川ですよ。それは、さんざんに報道しておったんですね、NHKでも。どうして、そう
いう報道の偏りが起きるのだらうということですよ。同じリスクを報道するということ
なんです。

ですから、こういうことを僕は個人的には、これから働きかけをしていきたいと思います
ですけども、ぜひ皆さんも、そういうことを頭の中に入れておいていただければというふ
うに思います。

昨年、栃木県……。まあ、茨城県も那珂川のほうは非常に大きな災害がありました。栃木
県も、栃木市と佐野市で非常に大きな災害がありました。

私、最初は佐野市、後に栃木市に災害ボランティアに行っていました。いわゆるどろ
片づけです。床下浸水、あるいは床上浸水。この浸水を手伝ってきたんですけども、最初
に行ったのは佐野市。それで、なぜ、佐野市に行ったかという、佐野市がテレビで相当に
報道されていたんです。栃木市も災害があったのだから。私、知らなかった。

それは、報道の質の差なんです。佐野市はさんざん、どういうことかは知りませんが、
原因は。佐野市は相当に報道があった。

これは、後にわかったんですけども、栃木市に行ってわかったんですけども、栃木市
の地元の報道をされているテレビ局の方と同じチームになりまして、いろいろ話を聞いて
みると、佐野市は最初の 1 カ月間で寄附金が 3,000 万円集まったと。その時に、栃木市は数
百万円だったと。この差はなんだろうって、それは報道の差ですよ。ということ、その
方がおっしゃってまして、やっぱり報道の差って大きいなと。千葉県の水害でもそうでし
たよね。

やっぱりその、ちょっといやらしい話ですけども、報道というのは、そうやって偏る。
ということなので、よくよく気をつけてですね、取り残されないような、そういう行動が、
報道機関に対する要請が僕は必要だと思って、これは自分個人としても、これからも努力を

していきたいというふうに思っております。

今、具体的に 10 項目ほど確認ができて大変よかったと思います。

もう既に防災ステーションの隣接するところは、いろいろ整備を進めておられます。

やっぱり大事なことは、住民一人一人に正確に情報を伝達して、そして、皆がそれを選択して、自分に最もいい状態のものを、有利なものを選択して速やかに行動できるということだと思いますので、これは情報の正確で迅速な伝達。もうこれにつきると思っています。誤って、うろうろしなくて済むように。まして、夜中に動かなくていいような。マイタイムラインといっても、なかなか、私もマイタイムラインは作成しておりますけれども、実際には、もっと臨機応変な動きというのは、私は実際だと思いますよ。その紙にマイタイムラインをどう書いたなといって、頭の中にたたき込んでいけば別ですけども、実際にはもう少し感覚的に余裕を持って、さあ、やるかという感じになる。

ですから、マイタイムラインを書くことはもちろん結構なことですけども、実際には、その都度の柔軟な状況判断になるんだろうと思うんです。

そういう意味でも、町で立派なハザードマップをつくられていますので、もう一遍、そういうものを啓発していただいて、自助、共助、公助。やっぱり自分の命は、自分で守りましょうということを基本に、一人のけが人とか亡くなる方とかを出さないように力をしてやっていきたいと思っております。

項目数は多かったですけども、具体的な回答を得られて大変よかったかと思います。感謝申し上げます。

以上で、私の本日の質問は終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で、3 番議員 江森美佐雄君の質問が終わりました。

大変後苦労さまです。

◇ 山 本 芳 秀 君

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、4 番議員 山本芳秀君の発言を許します。

はい、山本議員。

〔4 番 山本芳秀君 発言席〕

○4 番（山本芳秀君）改めましておはようございます。

4 番議員の山本です。

このたびは、傍聴においでいただいた皆様、大変お忙しい中、大変ありがとうございます。

さて、今、新型コロナウイルスの感染拡大により、その感染対策と社会経済活動の両立に向けた取り組みが行われております。一日でも早く収束され、安心して生活できる日々が来ることを願いたします。

私の今回の質問ですが、新型コロナウイルス感染拡大による今後の行政当局の対応について、2点お伺いいたします。

まず、1点目ですが、五霞町の産業が停滞することのないよう農業従事者を含んだ事業者に対する支援体制について質問いたします。

地方創生臨時交付金等により、福祉・経済対策等が実施され、国を挙げて取り組んでおります。それは、一定の効果があり、大変ありがたいと思います。

しかし、現在もその収束の道が見えず、不安の日々を送っております。これから、秋から冬にかけ予断を許さないとする専門家もあり、万が一に備え、支援対策を構築しておくことも必要と思われます。

現在、2020（にこにこ）エール商品券事業が行われており、その経済効果が期待されます。

そこで、これまでの事業者向け支援内容とこれからの支援対策について、お聞かせいただきたいと思います。

次、2点目です。第6次五霞町総合計画から見た今後のまちづくりの方向性について伺います。

皆様御承知のとおり、今後20年間の町の指針を定めた第6次五霞町総合計画は、新型コロナウイルスが感染拡大される前に作成されたものであり、新しい課題も出てまいりました。特に、自治体のデジタル化の推進は急務だと思われます。また、企業のテレワークの拡大等により、東京一極集中の是正に拍車がかかり、人口減少問題にも効果が期待される所です。

新聞報道でも、総務省は、8月27日に公表した7月の人口異動報告で、東京圏——東京圏ですが、埼玉、千葉、東京、神奈川ですけれども、東京圏から他の都道府県への流出が転入を上回り、人口流出に当たる転出超過となったとあります。

五霞町は、東京から50キロ圏内であり、立地条件は良好です。また、圏央道五霞インターチェンジ周辺開発は佳境を迎え、企業の操業も徐々に開始されております。従業員の定住を呼びかけることも必要かと思われます。

今、新型コロナウイルス感染拡大という、このピンチをチャンスと捉え、五霞町においても、積極的に、かつスピーディーに行動することが必要と思われますが、いかがでしょうか。

早速ですけれども、1点目より御答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）1項目1点目の質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）1点目について御答弁申し上げます。

現在、産業課にて実施している町内事業者向けの支援の状況について、2点、御説明させていただきます。

一つ目は、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている町内事業所への資金繰りに関する支援策として、保証料補助と利子補給が連動し、信用保証協会が融資を保証す

るセーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証がございます。売上高が、5%から20%以上減少している中小企業・小規模事業者への融資事業として、決算書類から最近3カ月の売上高と前年同期を比較して減少していることを町が認定し、取引金融機関及び信用保証協会の審査保証付き融資を申し込む手続となっており、8月末日時点での受付件数は63件となっております。

二つ目は、地方創生臨時交付金を活用し、地域における消費喚起及び町内事業者を下支えすることを目的としたみんな2020（にこにこ）エール商品券でございます。

町内全世帯3,296世帯に対し、商品券購入希望の往復はがきを発送し、希望冊数を受け付け、1,496世帯からの応募がありました。無作為による抽せんを実施した結果、966世帯に購入引換券を発送し、当選者に対して8月30日、31日に感染症対策を施した上で、商品券の引き換え販売を行いました。現時点での商品券取扱店は69店舗となっており、現在取り扱い中でございます。

本事業は、発行総額を6,000万円として、取扱店として申請いただいた地元小売店や飲食店にとっても、売上増に一定の効果が期待できる事業となっております。

いまだ新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが見込めない中、議員御指摘の小規模事業者等に対する支援策の必要性は十分に認識しておりますので、今後とも国・県の支援策の動向を見きわめながら、地方創生臨時交付金を活用し、町内事業所にとって有効で効果的な事業を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）はい、山本議員。

○4番（山本芳秀君）ありがとうございます。

町当局でも、事業者のために多大なる支援をされているということで、大変感謝申し上げます。

プレミアム商品につきましても、6,000万円という多額のお金が、今後、町内の事業所に流れるということで、これは経済対策に大きな効果があるものだろうというふうに私自身期待しております。

やはり、五霞町の産業が停滞するということは、町全体の元気がなくなるのではないかと、いうふうに危惧しておりますので、今後、第3波が来ることもないとは限りませんので、ゼヒアンテナを高くして情報をキャッチし、地域の総合経済団体である商工会とも連携を密にして対応していただきたいというふうに思っております。

続きまして、2点目の答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、1項目2点目の質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（田口啓一君）1項目め2点目について御答弁申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大に伴い、企業等における在宅勤務や大学等教育

機関におけるオンライン授業など、より一層デジタル化が加速されました。

一方、行政分野においては、特別定額給付金におけるオンライン申請の不具合や情報漏えいリスクを起因としたテレワークの不調といったデジタル化、オンライン化の遅れが浮き彫りとなったところでございます。

そのような中、本年7月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2020。いわゆる骨太の方針2020では、新たな日常の実現と題し、デジタル化への集中投資や環境整備、さらには地方創生の更なる推進といった項目が盛り込まれたところでございます。

そこで、役場内の行政事務を行うにあたり、デジタル化の取り組みといたしましては、パソコンを介したオンライン会議を本年4月から試験的に運用しております。オンライン会議に関しましては、今後ますます需要が見込まれることから、更なる利用拡大に向け、本年度環境改善に着手する予定であります。

一方、行政事務におけるテレワークは、民間とは異なり、取り扱う情報の性質や量の問題から課題も多く、万全なセキュリティ対策が必要となりますので、本格的な導入までは今しばらく時間がかかるものと想定しております。

このほか、骨太の方針でも示されているとおり、マイナンバーを活用した行政手続のオンライン化、国・地方を通じたデジタル基盤の強化など、国・県との連携を図りつつ、更なる行政のデジタル化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）傍聴席の皆さん、大変お忙しいところ御苦勞さまでございます。

時間がまだあるようですので、ちょっと細かくお話しをさせていただきたいと思います。

山本議員さんからの2点目の御質問でございますが、第6次五霞町総合計画から見た、今後のまちづくりの方向性について。また、住宅開発を含む人口減少対策について。これらの御質問をいただいております。

私の考えを述べさせていただきたいと思いますが、議員から先ほどお話しいただいておりますように、このたびのコロナ禍の影響によりまして、私たちの日常の生活様式が一変する事態となっております。今後、これらに合わせたまちづくりが必要になってきようかと思っております。

まさに with コロナ時代に入ってきているのではないかと思います。本町においても、本年4月からまちづくりの指針であります第6次五霞町総合計画をスタートさせたわけでございます。

この中で、一番の目標として掲げさせていただいておりますのが、関係人口。五霞町とかわり合いのある人たちの人口をふやしていこうということで、今年度は、町といたしましては、五霞町ファンクラブ推進事業をまちづくり戦略課のほうが中心になって進める事業がございました。ところが、今、御指摘にあったように、この新型コロナの感染防止という

中におきましては、今度は人との交流をとめなければならないということで、いろいろ花火大会をはじめ、ふれあい祭り等々が中止となってしまいましたので、なかなかこの事業の推進も制約せざるを得ない状況になってしまいました。

これは、ちょっと厳しい状況かなという認識を持っておりますが、そういう中で、この人口減少対策といたしまして、私の考えを述べさせていただきますが、ちょっと話は飛ぶのですが、これは全世界的に、地球的に見た場合ですが、今、全世界に課せられている大命題は、今までの成長至上主義、要は経済成長を目的とした競争。これらから、持続可能な社会づくり。こちらへ転換を求められてきております。

日本全体でも、この人口減少社会に入り、地方自治体は従来とは真逆と言いましょうか、逆の縮小社会での持続可能なまちづくり。このあり方が、今、求められてきているところでございます。

当然、そういう中で、人口増加策を地方自治体が進めるわけですが、単にこれだけを進めていくということになると、当然、財政的にも大きな影響を与えますので、破綻もしかねない部分もございます。

そういう中で、地方自治体共通の課題としては、この人口問題。当然、これは大切な部分でございます。

ただ、これを進める中でも、もっと喫緊の課題はですね、財政問題じゃないかなと。こう考えておるところでございます。

幾ら人口増加策をとりましても、財政が破綻してしまつては、当然、そこに人は集まらない。この財政問題を解決しなければ、当然、人口減少問題も解決できないのではないかな。そんな思いでいるところでございます。

そういう中で、本町といたしましても、これまでも申し上げてきましたが、働く場所の提供、それから子育て支援の充実。それから、住宅の検討。また、町のPRなど、いかに若い人に住んでいただけるまちづくりを進めていくかということで、御承知のように、第6次五霞町総合計画の中に、これらの課題に対応するための取り組み。これを実現すべく、現在、進めているところでございます。

一つはですね、まず、働く場所に関しまして、これはまず、今、進めておりますインターチェンジ周辺開発が間もなく完売をして終了いたしますが、次の新たな開発、企業誘致。これらを含む新たな開発を今、検討しているところでございます。また新たな開発ができれば、若い人の雇用の場もできますし、また、もう1点は、町として財政の収入。これが増加することもできまして、安定財源を確保することもできると。こういうことで進めさせていただいておりますし、続いて、子育て支援に関してでございますけれども、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を行うということ。これは、第5次総合計画の中でも進めてきておりますが、ただ、私は職員にいつも申し上げているのは、この切れ目のない支援。当然、これは必要なのですが、ただしですね、このサービスを地域間の競争。これに持ち込むことは私は避けたい。当然ですね、地域間の競争になってしまえば、財政的にも相当無理があります。

ということで、やはり本町の特色に合った、特徴に合った、特長を生かした子育て支援。

そういう中で、今年度、第6次総合計画の中では、町の中に子育て世代包括支援センターを設置していきたいと考えております。

それから、住宅の開発についてでございますけれども、御承知のように、市街化区域。これは、原宿台、それから土与部の一部がございますが、当然、引き続き、まだ未利用地もございますので、こちらのほうの利用の促進も図ってまいりたいと思いますが、この問題は、市街化調整区域。

五霞町は、議員も御存じのように、本町は大半が農振地域でございまして、なかなか住宅が簡単に建てられないという法の規制を受けております。これらによって、なかなか思ったように住宅が建てられないということで、市街化調整区域に関しまして、一般住宅、また小規模店舗、それから共同住宅等の建設が可能となるように、今、区域指定制度。これを、県が権限を持っておりますので、ことしと来年で県と協議をして、五霞町に区域指定をして、そこに住宅が自由に建つように。こういう取り組みを、今、町のほうも進めているところでございます。

さらに、もう一つ。空き家対策、空き家の活用ですが、これも人口減対策には即効性があるのですが、今までも空き家の対策のほうも協議会をつくって進めているのですが、いま一歩、踏み込みが足りないかなという思いもしております。

今、担当にもお願いしているのですが、空き家バンクを設立して、町がなかなか不動産屋さんを兼ねるわけにいきませんので、これを民間の人をお願いして、県に宅建協会がございまして、そちらと連携をとって、ぜひ、空き家のPR、情報発信を町から堂々とできるような形をとっていけたら、もう少し空き家の利用度も深まるのかなと思いますので、その方向も、今後、進めていきたいと思います。

それから、もう一つが、公共用地の複合化に伴う跡地利用ということで、御承知のように、この役場庁舎も老朽化して公民館との複合化。そうすると、どちらかに場所が決まれば、当然、跡地ができます。この跡地を今後どう生かすか。その辺も含めて計画しませんとなりません。

それから、今、学校の統合も進めております。当然、二つが一つになれば、もし、そういう方向に行けば、またその跡地の利用。これも検討しなければなりません。その辺も含めて、有効活用をしていけるような対応もしてまいりたいと考えております。

そして、今年度、新たに、御承知のように、まちづくり戦略課を設置させていただきました。このまちづくり戦略課では、第6次五霞町総合計画に掲げた重点プロジェクトを着実に進めていく。そして、何より大事なのは、私は、スピード感を持って進めていってほしい。ということで、今までは政策財務課とあったのですが、これを全く切り離して、もうまちづくり戦略ということで、情報発信。こういう部分も含めて、スピード感を持ってやっていただくということで、戦略課という新たな課も設置させていただいて、今後、ここを中心に進めていければと考えております。

結びになりますが、このたびのコロナ禍の影響によるさまざまな時代の変化。これを一つ契機と捉えまして、本町のPR、また情報発信。これをますます充実させて、更なる人口減対策、今後のまちづくりに、第6次総合計画の基本計画を中心に、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

私の考えは、以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）山本議員。

○4番（山本芳秀君）先ほど、町長みずから答弁いただきました。

今後、新しい開発をすると。それにつきましては、五霞町は財政的に大変苦しい。その面を加味しながら、今後、進めていきたいということで、町長の積極的な姿勢を伺うことができました。大変安心いたしました。

いずれにしても、要は、五霞町に住みたくなるまちづくり。これが基本だと思います。人口減少問題にも、それが及んでくるだろうと。魅力的な町をつくれば、人口はふえ、ふえないにしても、その加速する割合が少なくなるであろうというふうに考えるところです。

今回の新型コロナウイルス感染拡大により、たくさんの課題が浮上してまいりました。民間企業におきまして、改革を積極的に行い、進化を遂げるものと思います。

そして、五霞町においても、先ほど町長からありましたとおり、まちづくり戦略課という課が新しくできました。戦略的に町を変えていていただきたい。名前だけ変わってもしようがない。中身が変わらなければ、しようがないだろうというふうに考えておりますので、ぜひ、まちづくり戦略課をはじめ、各課で頑張っていただきたいと思います。

五霞町は、茨城県下でも一番小さな、人口の小さい町です。小回りのきく利便性を生かして、スピーディーに行動していただければというふうに考えているところであります。

ある書籍によりますと、2040年に消滅する自治体が、そういう危機にさらされる、消滅する事態にさらされる自治体があるだろう、くるだろうということを予言している専門家がおりますので、こういうことも含めて、やはり五霞町は小さな町ですけども、今一番小さな町ですが、下から2番目になるように、そういう目標を持って、皆さん取り組むことが必要であろうというふうに考えております。

以上で、私のきょうの質問を全て終了いたしました。

大変丁寧な答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で、4番議員 山本芳秀君の質問が終わりました。

以上で、一般質問通告者全員の質問が終了いたしました。

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

本定例会の一般質問の日程は、15日、16日の2日間と決定しておりましたが、本日、一般質問が全て終わりましたので、16日を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、16日を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木喜一郎君）これにて散会をいたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 零時00分